



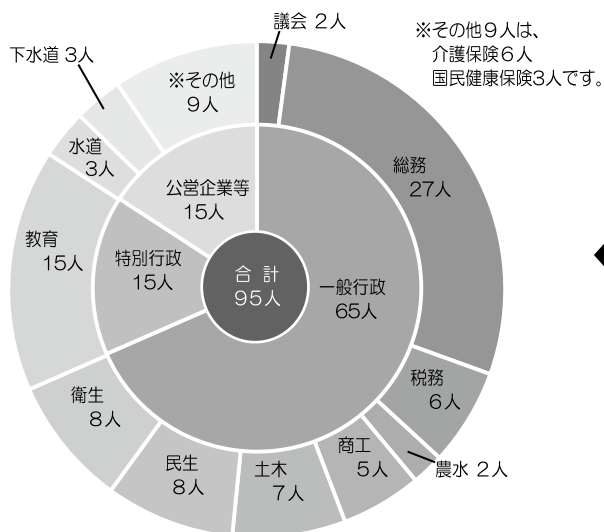
人事行政の運営等の状況

公平性・透明性を確保することを目的とし「真鶴町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。

□ 問い合わせ 総務防災課 ☎ 内線 321

職員の任免および職員数などに関する状況

◆ 部門別職員数（令和4年4月1日現在）



※職員数は、令和4年地方公共団体定員管理調査に基づくものです。

◆ 一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数

	令和3年度	令和4年度
職員定数	130人	130人
職員数	98人（27人）	95人（29人）

※（ ）内は、女性の総数で内数です。

◆ 採用・退職の状況

	令和2年度	令和3年度
採用者数	6人	10人
退職者数	6人	10人

※職員数には、再任用職員9名を含みますが、「採用・退職の状況」の採用・退職者数からは除いています。

勤務時間その他の勤務条件

◆ 職員の勤務時間、休憩時間



◆ 年次休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和3年の平均取得日数
7.7日

◆ 介護休暇の取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6か月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

令和3年度取得者数
0人

◆ 病気休暇の取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

令和3年度取得者数
4人

◆ 職員の育児休業の取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	令和3年度取得者数
育児休業	0人（0人）
部分休業	1人（1人）

※（ ）内は、女性取得者で内数です。

◆ 職員の分限処分および懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

① 分限処分者

（令和3年度）

処分事由	降任	免職	休職
心身の故障	0人	0人	0人

② 懲戒処分者

処分事由	免職	停職	減給	戒告
信用失墜行為	1人	0人	0人	0人

◆ 職員の研修状況

真鶴町では職員研修基本方針を作成し運用しています。令和3年度の研修受講者は、庁内研修延べ161人、庁外研修延べ64人です。